

「営業秘密侵害刑事事件の立件に関する訴追基準の改正に関する決定」の通知

各省、自治区、直轄市人民検察院、公安庁(局)、解放軍軍事検察院、
新疆生産建設兵団人民検察院、公安局：

ここに、「最高人民検察院、公安部の営業秘密侵害刑事事件の立件に関する訴追基準の決定」を發布するので、遵守の上失効すること。各地で執行中に発生した問題は速やかに最高人民検察院と公安部に報告のこと。

最高人民検察院 公安部 2020年9月17日

参照サイト：https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbt/202009/t20200918_480430.shtml

【仮訳】

営業秘密侵害刑事事件の立件に関する訴追基準の改正に関する決定

法律により営業秘密犯罪を処罰し、知的財産権に対する刑事司法保護のレベルを強化し、社会主義市場経済秩序を維持するために、「最高人民検察院、公安部の公安機関が管轄する刑事事件に関する訴追基準の規定(二)」第73条営業秘密侵害刑事事件の訴追基準を改正する。【営業秘密侵害事件(刑法第219条)】営業秘密を侵害し、以下に掲げる状況のいずれかに該当する場合、これを立件し訴追しなければならない：

(1) 営業秘密権利者に損失をもたらした金額が30万元以上の場合；

(2) 営業秘密の侵害により違法所得額が30万元以上の場合；

(3) 直接に営業秘密の侵害により権利者が重大な経営難になり、破産、倒産した場合；

(4) その他営業秘密権利者に重大な損失をもたらされた場合。

前項で規定する損失額或いは違法所得額は、以下の方法によって認定することができる：

(1) 不当な手段で権利者の営業秘密を獲得したが、未だ開示、使用或いは他人に使用許諾していない場合、損失額は当該営業秘密の合理的な許諾使用料に基づいて確定することができる；

(2) 不当な手段で権利者の営業秘密を獲得した後、開示、使用或いは他人に使用許諾した場合、損失額は

権利者が権利侵害によりもたらされた販売利益の損失に基づき確定することができる。但し、当該損失額が営業秘密合理的な許諾使用料を下回る場合、合理的な許諾使用料に基づいて確定する；

(3) 権利者の営業秘密保持に関する求める約定に違反し、その掌握した営業秘密を開示、使用或いは使用を許諾した場合、損失額は権利者が権利侵害によりもたらされた販売利益の損失に基づき確定することができる；

(4) 営業秘密が不正な手段で獲得或いは権利者が営業秘密保持で求める開示、使用或いは使用を許諾の約定に違反していることを知りながら、依然として獲得、使用或いは開示している場合、損失額は権利者が権利侵害によりもたらされた販売利益の損失に基づき確定することができる；

(5) 営業秘密侵害行為により、営業秘密が既に一般公衆に知られ或いは滅失された場合、損失額は当該営業秘密の商業価値により確定することができる。営業秘密の商業価値は、当該営業秘密の研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益で総合的に確定することができる；

(6) 営業秘密を開示或いは他人に使用許諾することにより得た財物或いはその他の財産的利益は、違法所得と認定しなければならない。

前項の第(2)項、第(3)項、第(4)項に規定する権利者が権利侵害によりもたらされた販売利益の損失は、権利者が権利侵害により販売量が減少した総数に基づき

権利者の製品毎の合理的利益を乗じて確定することができる。販売量が減少した総数を確定できない場合、権利侵害製品の販売数量に基づき権利者の製品毎の合理的利益を乗じて確定することができる。権利者が権利侵害により販売量が減少した総数と権利者の製品毎の合理的利益が確定できない場合、権利侵害製品の販売数量に基づき製品毎の合理的利益を乗じて確定することができる。営業秘密がサービスなどのその他の経営

活動に使用される場合、損害額は権利者が権利侵害により減少した合理的利益に基づき確定することができる。

営業秘密の権利者は、事業運営、事業計画に対する損失を軽減、或いはコンピュータ情報システムの安全を再回復するために支出した救済費用も、営業秘密の権利者にもたらされた損失に計上しなければならない。

注: 上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。